

農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 20 年 3 月 28 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第 47 号

農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則

農業協同組合法施行細則（昭和 39 年岩手県規則第 13 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p data-bbox="191 481 534 515"><u>（信託財産管理方法の変更請求）</u></p> <p data-bbox="159 526 829 660">第 5 条 法第11条の26の規定により信託財産の管理方法の変更を請求しようとする者は、<u>信託財産管理方法変更請求書</u>（様式第 7 号）を知事等に提出しなければならない。</p>	<p data-bbox="877 481 1204 515"><u>（検査役等の選任の申立て等）</u></p> <p data-bbox="845 526 1516 660">第 5 条 法第11条の26の規定により、次に掲げる申立て等を行うようとする者は、<u>信託法に基づく申立書</u>（様式第 7 号）を知事等に提出しなければならない。</p> <p data-bbox="869 672 1516 940"><u>（1）信託法（平成18年法律第108号）第46条第 1 項、第62条第 4 項（同法第129条第 1 項、第135条第 1 項及び第142条第 1 項において準用する場合を含む。）、第123条第 4 項又は第131条第 4 項の規定に基づく検査役、新受託者、新信託管理人、新信託監督人、新受益者代理人、信託管理人又は信託監督人の選任の申立て</u></p> <p data-bbox="869 952 1516 1220"><u>（2）信託法第57条第 2 項（同法第70条（同法第74条第 6 項において準用する場合を含む。）、第128条第 2 項、第134条第 2 項及び第141条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく受託者、信託財産管理者、信託財産法人管理人、信託管理人、信託監督人又は受益者代理人の辞任の許可の申請</u></p> <p data-bbox="869 1232 1516 1500"><u>（3）信託法第58条第 4 項（同法第70条（同法第74条第 6 項において準用する場合を含む。）、第128条第 2 項、第134条第 2 項及び第141条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく受託者、信託財産管理者、信託財産法人管理人、信託管理人、信託監督人又は受益者代理人の解任の申立て</u></p> <p data-bbox="869 1512 1516 1601"><u>（4）信託法第63条第 1 項又は第74条第 2 項の規定に基づく信託財産管理命令又は信託財産法人管理命令の申立て</u></p> <p data-bbox="869 1612 1516 1747"><u>（5）信託法第64条第 6 項（同法第74条第 6 項において準用する場合を含む。）の規定による信託財産管理命令又は信託財産法人管理命令の登記又は登録の抹消の嘱託の申立て</u></p> <p data-bbox="869 1758 1516 1982"><u>（6）信託法第66条第 2 項（同法第73条及び第74条第 6 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく 2 人以上の信託財産管理者、受託者の職務を代行する者又は信託財産法人管理人の単独の職務の遂行又は単独の分掌の許可の申請</u></p> <p data-bbox="869 1993 1516 2083"><u>（7）信託法第66条第 4 項（同法第73条及び第74条第 6 項において準用する場合を含む。）の規定による信託財産管理</u></p>

(受託者辞任の許可申請)

第6条 法第11条の26の規定により受託者がその任務を辞任する
ための許可を申請しようとするときは、受託者辞任許可申
請書(様式第8号)を知事等に提出しなければならない。

(受託者解任の請求)

第7条 法第11条の26の規定により受託者の解任を請求しよう
とする者は、受託者解任請求書(様式第9号)を知事等に提
出しなければならない。

(信託解除命令の請求)

第8条 法第11条の26の規定により信託の解除命令を請求しよ
うとする者は、信託解除命令請求書(様式第10号)を知事等
に提出しなければならない。

(宅地等供給事業実施規程の設定、変更又は廃止の承認申請)

第8条の2 [略]

(農業経営規程の設定、変更又は廃止の承認申請)

第8条の3 [略]

様式第7号(第5条関係)

[略]

委託者(又はその一般承継人) 住所
氏名 印

又は受託者 住所
名称

代表者の氏名 印

信託財産管理方法変更請求書

農業協同組合法第11条の26の規定により、関係書類を添
えて、次のとおり信託財産の管理方法の変更を請求します。

変更を必要とする理由	
信託財産の表示	
変更の要領	

注 次に掲げる書類を添付してください。

- 1 信託契約書の謄本
- 2 証拠書類がある場合にあっては、その原本又は写し

者、受託者の職務を代行する者又は信託財産法人管理人の
行為の許可の申請

(8) 信託法第150条第1項の規定に基づく特別の事情によ
る信託の変更の申立て

(9) 信託法第165条第1項の規定に基づく特別の事情によ
る信託の終了の申立て

第6条及び第7条 削除

(宅地等供給事業実施規程の設定、変更又は廃止の承認申請)

第8条 [略]

(農業経営規程の設定、変更又は廃止の承認申請)

第8条の2 [略]

様式第7号(第5条関係)

[略]

申立者 住所
氏名 印

法人にあっては、主たる事
務所の所在地及び名称並び
に代表者の氏名

信託法に基づく申立書

農業協同組合法第11条の26の規定により、関係書類を添
えて、次のとおり申し立てます(申請します)。

信託法第 条第 項(同法第 条第 項において準用する
場合を含む。) の申立て(請求)

注 次に掲げる書類を添付してください。

- 1 理由書
- 2 信託行為の内容を示す書類
- 3 信託財産に係る登記事項証明書
- 4 申立人が利害関係人であるときは、これを証する書類
- 5 その他参考となるべき事項を記載した書類

[略]

様式第 8 号 (第 5 条関係)

年 月 日

岩手県知事 様

(広域振興局長)

申請者 主たる事務所の所在地

名 称

代表者の氏名 印

受託者辞任許可申請書

農業協同組合法第 11 条の 26 の規定により、関係書類を添えて、次のとおり受託者の辞任の許可を申請します。

辞任を必要とする理由	
信託財産の表示	

注 次に掲げる書類を添付してください。

- 1 信託契約書の謄本
- 2 証拠書類がある場合にあつては、その原本又は写し

(A4)

様式第 9 号 (第 7 条関係)

年 月 日

岩手県知事 様

(広域振興局長)

委託者 (その相続人又は受益者) 住 所

氏 名 印

受託者解任請求書

農業協同組合法第 11 条の 26 の規定により、関係書類を添えて、受託者の解任を請求します。

解任を必要とする理由	
信託財産の表示	

注 次に掲げる書類を添付してください。

- 1 信託契約書の謄本
- 2 証拠書類がある場合にあつては、その原本又は写し

(A4)

様式第 10 号 (第 8 条関係)

年 月 日

岩手県知事 様

(広域振興局長)

受益者 (利害関係人) 住 所

氏 名 印

信託解除命令請求書

農業協同組合法第 11 条の 26 の規定により、関係書類を添えて、信託の解除の命令を請求します。

[略]

様式第 8 号から様式第 10 号まで 削除

解除命令を必要とする理由	
信託財産の表示	

注 次に掲げる書類を添付してください。

- 1 信託契約書の謄本
 - 2 証拠書類がある場合にあつては、その原本又は写し
- (A4)

様式第 11 号 (第 8 条の 2 関係)

[略]

様式第 12 号 (第 8 条の 2 関係)

[略]

様式第 13 号 (第 8 条の 2 関係)

[略]

様式第 14 号 (第 8 条の 3 関係)

[略]

様式第 15 号 (第 8 条の 3 関係)

[略]

様式第 16 号 (第 8 条の 3 関係)

[略]

様式第 11 号 (第 8 条関係)

[略]

様式第 12 号 (第 8 条関係)

[略]

様式第 13 号 (第 8 条関係)

[略]

様式第 14 号 (第 8 条の 2 関係)

[略]

様式第 15 号 (第 8 条の 2 関係)

[略]

様式第 16 号 (第 8 条の 2 関係)

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の農業協同組合法施行細則に定める様式は、この規則の施行の日以後に提出する申立書について適用し、同日前に提出した請求書等については、なお従前の例による。